

大阪市東住吉区役所未就学児のための子育て支援事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、東住吉区役所未就学児のための子育て支援事業（以下、「本事業」という。）の事業内容など、事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 目的

就学前の児童のいる家庭のうち、子育て支援に関する情報が行き届きづらい家庭に区役所の職員が訪問する等によりアプローチして情報を提供することで、身近な相談場所として支援を行う区役所の認知を高めることや、子育て支援に関する家庭のニーズを把握し、行政や民間事業所等が実施する福祉制度等の支援につなげることで、家庭において子育てしやすい環境を整え、子育てへの安心感を育むことを目的とする。

3 事業内容等

（1）事業内容

- ア. 市外から当区に転入した0～3歳の児童のいる家庭に対して、転入後、子育てのしやすい生活が送れるように子育て支援に関する情報の提供を行いながら、家庭の養育状況を把握し必要な場合に支援につなぐ。
- イ. 5歳児の未就園児等について、その児童の属する家庭に就学に備えての子育て支援情報を提供し、必要な場合に支援につなぐ。
- ウ. 区役所と連携関係にある保育事業施設及び幼稚園に属する児童で、長期にわたり休むなど気になる児童やその児童の属する家庭について、必要な場合に適切な支援につなぐ。
- エ. その他、区役所と連携関係にない保育事業施設に対して区役所や地域の子育て支援等の情報の提供を行い、相互の連携関係を促進する。また市民を対象に児童虐待防止の機運を醸成するための講演会を開催する。

（2）対象者

- ア. 0～3歳児のうち市外で健診を受け当区に転入した児童及びその児童の属する家庭
- イ. 5歳児で区役所と連携機関にある保育事業施設及び幼稚園等の施設（以下、「関係機関」という。）に属さない児童及びその児童の属する家庭
- ウ. ア、イに該当せず、所属機関がある場合であっても潜在的なリスクを有する可能性がある児童及びその児童の属する家庭

(3) 実施方法

子育て支援コーディネーターを配置し、次のように実施する。

ア. 状況把握、調査と支援

(2) ア及びイについて、児童やその保護者と面接等を行い、子育て支援情報を提供しながら養育状況を把握する。それをもとに、(2)アについては区役所内の関係部署と(2)イについては子育て支援室内でアセスメントを行った結果、必要な場合は支援につなぐ。

(2) ウの、長期にわたり休むなど関係機関が気になる児童などについては、関係機関に電話や訪問等を行い、関係機関とアセスメントを行った結果、必要な場合は関係機関と連携したうえで、適切な支援につなぐ。

イ. 連携の促進

区役所と連携関係がない地域の保育事業施設に対して、区役所や地域の子育て支援等の情報の提供を行い、相互の連携関係を促進する。

ウ. 講演会の開催

児童虐待を防止する機運を高めるために、市民を対象とした講演会の開催を行う。

4 個人情報の取り扱い

個人情報の取扱いにあたっては、大阪市個人情報保護条例及び「実施機関が取り扱う個人情報保護に関する事務取扱要綱」をはじめとする関係法令に基づき適切に行う。

5 実施細目

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に際して必要な事項は、本事業を実施する区長が別に定める。

附則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。